

横浜市緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和3年8月

## 1 経緯

横浜市緑ほのぼの荘の指定管理者選定にあたり、横浜市緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行いました。

このたび、選定委員会による審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 横浜市緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会 委員（委員長ほか 50 音順）

委員長 隅河内 司（田園調布学園大学人間福祉学部教授）

委員 上野 可南子（中小企業診断士）

委員 篠崎 慧（前山下連合自治会会長）

委員 鈴木 道子（緑区民生委員児童委員協議会副会長）

委員 平井 充子（緑区老人クラブ連合会会長）

## 3 審査の経過

経過項目	日程
第1回選定委員会（傍聴者0名） 1 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名 2 委員会の公開・非公開について 3 公募要項（案）について 4 評価基準項目及び最低基準について 5 その他	令和3年5月16日（日）
公募及び応募書類配布の開始（緑区ホームページに掲載）	令和3年5月24日（月）
現地見学会及び応募説明会（任意参加） ※申込は令和3年6月4日（金）正午まで （申込 1団体2名）	令和3年6月10日（木）
公募要項等に関する質問受付（0問）	令和3年6月17日（木） ～6月18日（金）
応募書類受付（1団体）	令和3年7月15日（木） ～7月16日（金）
第2回選定委員会（傍聴者0名） 1 指定管理者応募書類審査及び面接審査 2 指定候補者の決定についての調査審議 3 その他	令和3年8月5日（木）

## 4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「老人福祉センター横浜市緑ほのぼの荘指定管理者公募要項」（以下「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「老人福祉センター横浜市緑ほのぼの荘指定管理者評価基準項目」に従って、応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を行い、指定候補者を決定することとしました。

また、各委員95点を持点とし、各委員の合計点を評価点としました。最低基準点は、加減点項目を除く各委員の持点の合計（400点）の6割である240点としました。

## 5 応募条件等について

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項及び失格事項に該当しないことを確認しました。

(参考：公募要項 12 ページ、13 ページ)

### 5 公募及び選定に関する事項

#### (5) 応募条件等について

##### ア 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。個人での申請はできません。

##### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険、(雇用保険・労災保険) 及び社会保険(健康保険・厚生年金保険) への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

##### ウ～オ 省略

##### カ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

##### キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

##### ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

##### ケ 団体役職員(構成員)以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体(共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体)の役職員(構成員)以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成(作成に関する技術的な助言等は可とします)

(ウ) 選定委員会の面接審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- ① カ〜ケの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- ② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 6 応募団体

1 団体から応募がありました。

- ・ 社会福祉法人神奈川県匡済会

## 7 選定結果

応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を厳正に行った結果、応募団体を指定候補者と決定しました。

## 8 得点

項 目	合 計
1 運営ビジョン (5点×5人=25点)	20
2 団体の状況 (10点×5人=50点)	47
3 職員配置・育成 (10点×5人=50点)	41
4 施設の管理・運営 (20点×5人=100点)	74
5 事業の企画・実施 (15点×5人=75点)	52
6 収支計画及び指定管理料 (10点×5人=50点)	35
7 新型コロナウイルスへの対応等 (10点×5人=50点)	41
小 計 (80点×5人=400点)	310 (※)
8 加減点項目	48
合 計 (95点×5人=475点)	358

※ 最低基準点：240点

## 9 審査講評

社会福祉法人神奈川県匡済会は財政基盤が優良であり、また、現施設に対する愛着や管理運営に対する意欲が感じられました。一方、施設利用については、現状、利用者層や区域が限定的であるため、今後は区内に唯一の老人福祉センターであることを踏まえ、様々な機会をとらえて区全体に幅広く周知できるよう、情報提供の方法を工夫するなど、更なる利用促進が望まれます。

また、十日市場地域ケアプラザも、同法人が指定管理者として管理運営を行っているため、引き続き、地域ケアプラザと連携し、幅広い高齢者を対象に、ニーズに沿った魅力ある取り組みを進めるなど効果的な運営を期待します。